



社会保険 労務士法人 大竹事務所通信

2020年3月(Vol. 155)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

時間外労働上限規制

2020年4月から中小企業も適用に

◆4月から中小企業も適用に

「働き方改革」の下、昨年4月から大企業を対象に時間外労働の上限規制が始まりました。時間外労働の削減については多くのメディアでも取り上げられてきており、各企業で多様な取組みがなされているところですが、いよいよ今年の4月から中小企業も規制の対象となります。

中小企業で猶予されていた月60時間を超える時間外労働の法定割増賃金率50%以上の規定についても、2023年から適用が始まりますので、長時間労働が常態化している会社において、残業時間削減の取組みは、経営上無視できない問題となっています。

◆労働時間は減少傾向に

実際、労働時間自体は全体的に減少傾向にあるようです。直近の厚生労働省が2月に公表した毎月勤労統計調査令和元年分(速報)によると、労働時間(1人平均)は総実労働時間139.1時間と前年比2.2%減となったそうです(うち、所定内労働時間は128.5時間(同2.2%減)、所定外労働時間は10.6時間(同1.9%減))。どの程度実態が伴っているものなのかはわかりませんが、残業時間の上限に法的規制が加えられたことから、各企業で時間外労働等の削減に向けた取組みが進められていることは確かでしょう。

◆残業時間削減の取組み

残業時間削減の取組みとしては、「年次有給休暇取得促進の取組」、「従業員間の労働時間の平準化を実施」、「残業を事前に承認する制度の導入」、「従業員の能力開発の実施や自己啓発の支援」、「IT環境の整備」など様々なものがあります。厚生労働省では、

現在、中小企業の事業主に向けて「働き方改革」の特設サイトを設けており、残業削減等の取組み事例や関連の助成金の情報をまとめて紹介しています。各企業で時間外労働の原因や適切な対策は異なりますが、自社の現況を踏まえて対応可能なところから始めてみてはいかがでしょうか。

【厚生労働省「働き方改革特設サイト」】

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/index.html>

新型コロナウイルス

企業活動に及ぼす影響と政府の対策

◆新型コロナウイルスによる影響

連日、新聞・ニュースで報道されている新型コロナウイルスの感染拡大。重症化による死亡リスクそのものも脅威ですが、世界経済に与えるインパクトも日に日に増しています。事実、ニューヨークをはじめ、各国で株価の値下がりが起こっていますし、中国頼みだった材料や部品の供給ストップで、企業の生産活動にも影響が出てきています。

人事労務においても、時差通勤やテレワークを急遽導入せざるを得なくなったり、3月2日から始まった全国学校一斉休校によって、小さな子供を持つパート従業員が出勤しにくくなったりするなど、業務を維持することが難しくなっています。

◆政府の対応-休業補償の助成金？

先日の安倍総理大臣の会見でもありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校措置を受けて、休業等により収入が減少する労働者に対し、助成金の創設が現在検討されているようです。

詳細は未定ですが、子の休校により仕事を休んだ従業員に給料を全額支払った企業を対象に、1人当たり日額上限8330円の助成金を出す方針です。正規雇用、

非正規雇用を問わず助成する一方、個人事業主や、自営業者の保護者は対象外となるようです。

補償がないよりはマシと言えますが、新型コロナウイルスの影響を受けるのは、子どもを持つ従業員だけではありません。

事業者等の売りに上げにも影響を及ぼします。現に、飲食・観光業界や突然の臨時休校によって打撃を受ける給食業者や生産農家などは悲鳴を上げています。体力のない中小事業者をどのように保護していくかも、今後の課題といえます。

むやみにウイルスを恐れてパニックを起こすことは避けなければなりません。刻々と変化する情勢に合わせて、迅速な対応が求められています。一人一人が感染予防のために出来ることをするとともに、今後の政府の動向にも注視したいところです。

子の看護休暇・介護休暇 ～時間単位での取得が可能に

◆施行は2021年1月

「病院に寄ってから出勤したいけれど、半日の休みは必要ない……」「急な迎え要請で少しでも早く帰りたい……」、そんな育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。改正のポイントは以下のとおりで、施行は2021年1月からです。

改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半日単位での取得が可能 ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない
↓	
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間単位での取得が可能 ・ すべての労働者が取得できる

◆制度導入におけるポイント（厚労省Q&Aより）

一「分」単位で看護・介護休暇を取得できる制度を既に導入している場合は、法を上回る内容になっているため、別途、時間単位で取得できる制度を設ける必要はない。

一時間単位での看護・介護休暇を取得する場合の「時間」は、「1日の所定労働時間数未満の時間」とし、

1日の所定労働時間数と同じ時間数の看護・介護休暇を取得する場合には、日単位での看護・介護休暇の取得として取り扱う。

一「中抜け」による時間単位での取得を既に認めている場合、法を上回る望ましい取扱いであるため、改正後に「中抜け」を想定しない制度に変更する必要はない。

一フレックスタイム制度のような柔軟な労働時間制度が適用される労働者であっても、申出があった場合には、時間単位で看護・介護休暇を取得できるようにしなければならない。

一労働者にとって不利益な労働条件の変更になる場合は、労働契約法の規定により原則として労使間の合意が必要になる。

一制度の弾力的な利用が可能となるよう配慮することが求められる。

◆就業規則や社内規程の見直しも必要に

来年の施行までに、就業規則や社内規程の見直し・修正が必要になってきます。また、業務内容によっては、時間単位での休暇取得が難しい労働者がいます。その場合は、労使協定を締結することにより、その業務に従事する労働者を除外することができます。

その他に、本制度を導入し、要件を満たした事業主には、「両立支援等助成金」が支給されますので、情報収集をしておくとい良いでしょう。

今年の健診では プラス「風しん抗体検査」受診を

◆風しんの流行レベルはアメリカが日本渡航者に警告するほど深刻

風しんは、本来1～4歳までの子どもが発症しやすい感染症ですが、現在、最も患者数が多いのは40～50代の成人男性です。流行は2018年7月頃から始まり、2015～2017年には200人未満だった患者数が、2018年は2,946人、2019年は2,306人と急増しています。

この流行を受け、アメリカの疾病対策予防センター（CDC）では、予防接種を受けていない人や妊娠中の女性の日本への渡航をなるべく控えるよう警告しているほどなのです。

◆抗体がなく感染リスクが高い人は？

風しんウイルスの感染力は、1人から6～7人に感染するほど強く、これはコロナウイルスより強いといえます（コロナウイルスの感染力は暫定値で1.4～2.5人）。

予防方法は、ワクチンの接種を受けるのが最も有効ですが、1962年4月2日から1979年4月1日までの間に生まれた男性は、子どもの頃に一度も予防接種を受ける機会がありませんでした。そのため、現在最も感染リスクが高くなっているといえます。

◆厚生労働省の風しん対策（抗体検査）

2022年3月31日までの期間限定で、上記の予防接種を受ける機会がなかった男性を対象に、抗体検査や予防接種を受けるために医療機関や健診会場で提示する受診券（クーポン券）を発行し、住んでいる市区町村から送付しています（1962年4月2日から1972年4月1日までの間に生まれた男性へのクーポン券発送は2020年4月1日から）。

クーポン券を健診会場に持参すれば、原則無料で抗体検査が受けられます。また、検査結果から抗体の数が十分でないことがわかった人は、無料で予防接種も受けられます。

◆受診で従業員と家族の健康が守られます

風しんを発症した場合の症状は、発熱、発疹やリンパ節の腫れなどですが、風しんに免疫のない女性が妊娠初期にかかると、胎児に先天性の心疾患や難聴、白内障などの障害（先天性風しん症候群）を引き起こします。つまり、家族に感染させたときにより深刻な症状となり得るのです。

今年度クーポン券が送付された人のうち、これまでに実際に抗体検査を受けた人は16.1%と、感染拡大防止に十分な人が受けたとは言えない結果となっています。

ぜひ、従業員とその家族の健康を守るためにも、2020年の健康診断にはクーポン券の持参と「風しん抗体検査」の受診を呼びかけてあげてください。

3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出
<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
[市区町村]
- 個人事業所得税の申告 [都・市]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

3月31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

★所得税の確定申告

★贈与税の申告

★個人事業の消費税確定申告

⇒ 4月16日まで
申告期限延長

※詳しくは税務署へお問い合わせください

編集後記

マスクだけでなく、トイレトペーパー等の紙製品までが何故か売り切れ続出で（メーカー側には十分な供給量があるようです）、新型コロナウイルスの影響はすさまじいですね。

根拠のない情報があふれています。デマに惑わされることなく冷静に対応していきましょう。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。（R.0）